

～国際研修～

第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2015年2月2日（月）から同月13日（金）まで（移動日を含む。）、ティト・ルツティ（Tith Rithy）司法省付判事を団長とする研修員16名¹を対象に、第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」²の一環である。

このプロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきたところ、前回（第5回）の本邦研修³では、カンボジア側の関心が高い分野の中から4つの紛争類型（金銭消費貸借、賃貸借、交通事故、離婚）を取り上げ、各出題事例について、研修員による訴状及び答弁書の起案、講師による講評を実施した。

本研修でも、引き続き、カンボジア側の関心が高い分野である4つの紛争類型（所有権移転登記請求、所有権移転登記抹消登記請求、離婚に伴う財産分割、相続に伴う遺産分割）を取り上げ、前回と同様に、起案や講評を実施することにした。

第2 研修内容⁴

1 講義

(1) 「要件事実総論・各論」

当職を含む当部の教官3名が、出題した前記紛争類型に関連する要件事実等を解説した。

¹ 研修員は、司法省(MOJ : Ministry of Justice)、王立司法学院(RAJP : Royal Academy for Judicial Professions)、弁護士会(BAKC : Bar Association of the Kingdom of Cambodia)、王立法律経済大学(RULE : Royal University of Law and Economics)の4機関から選出された。

詳しくは、別紙1（研修員名簿）のとおり。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICDNEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」(http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html)、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」(<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>)等を参照されたい。

³ 前回の本邦研修の概要については、ICD NEWS第62号「第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

⁴ 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

紙面の都合上、詳細な事例の紹介や各要件事実等の解説は割愛するが、登記訴訟に関する研修員との議論を少し紹介したい。

まず、カンボジアの登記⁵で特徴的なのは、日本と異なり、土地の売買契約において、登記が効力要件⁶であり、その登記に推定力が認められている⁷ということである。

そのため、この推定力が法律上の推定であると解すると、(日本の抹消登記請求訴訟では、原告が被告名義の登記が存在することを主張立証すれば、被告がその登記の正当性を主張立証しなければならないが)カンボジアでは、原告が被告名義の登記に正当性がないことを主張立証しなければならない。

他にも、研修員からは、以下のような例を挙げた上で、どのような登記請求によるべきかという質問があった。

具体的には、カンボジア民法 411 条 4 項⁸の解除の効果に関するものである。

研修員の質問は、「例えば、Aは、自己の所有する土地をBに売却して所有権移転登記を済ませたが、その後、Aが錯誤⁹に基づき当該土地の売買契約を取り消した場合、取消しには遡及効があるため、抹消登記請求によるべきと考えられる。ところが、Aが当該土地の売買契約を解除した場合には、解除の遡及効の有無が条文上明らかでないため、遡及効があると解すれば、錯誤の場合と同様、抹消登記請求によることになり、遡及効がないと解すると、原状回復請求権に基づく移転登記請求によることになるのではないか。」という趣旨のものであった。

この点、カンボジアでは、抹消登記請求か移転登記請求かによって、登記に関する費用¹⁰に大きな違いがあるために議論となっているが、現状では、解除(合

⁵ カンボジアにおける不動産登記の概要については、ICD NEWS 第 60 号「カンボジアの不動産登記について」を参照されたい。

なお、研修員によると、現在、カンボジアでは、土地を巡る紛争は2種類の手続に分かれるとのことであった。

すなわち、登記がある土地に関しては、裁判所で紛争解決を図るが、他方で、登記がない土地に関しては、国土管理都市計画建設省が関与することになっており、2006年にカンボジア国家土地紛争解決委員会が設立され、大型紛争は同委員会で紛争解決を図ることになった。ただし、当該土地が売買や相続に関わる場合は、同委員会ではなく、裁判所で紛争解決を図ることになっているとのことである。

⁶ 民法(以下、特段の記載ない限り、法令名はカンボジア法令を前提とする。)135条「…不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記しなければ効力を生じない。」

⁷ 民法137条1項「不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。」

⁸ 民法411条4項「解除によって第三者の正当な利益を害することはできない。」

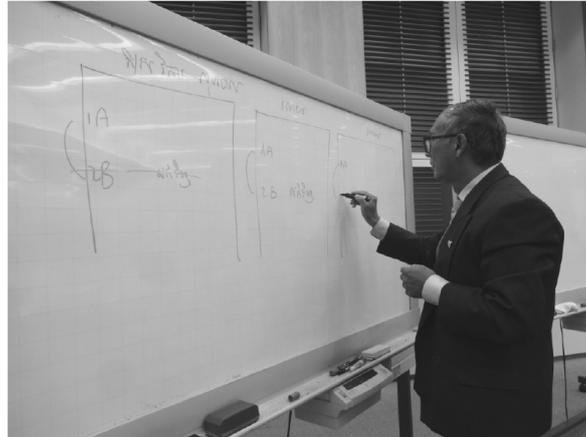
⁹ 民法346条1項等「…錯誤者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。」

日本と異なり、法律効果は無効ではなく取消しである。条文上、遡及効がある(民法358条2項)。

¹⁰ 移転登記の場合、取得税(財務省が定めた土地評価額の4%)と手数料(比較的 low の一定額)を支払う必要があるが、抹消登記の場合、取得税はなく、手数料のみを支払えば足りる。

なお、いずれの場合も、日本と異なり、登録免許税はない。

意解除を除く。)については、抹消登記請求によるとの運用をしているとのことであった。



具体例を挙げて質問する研修員の様子

(2) 「法務局の概要」

法務局訪問に先立ち、当職が「法務局の概要」と題して、法務局の組織や業務について簡潔に説明した。

この講義では、法務省民事局出身の渡部吉俊教官も同席した。研修員からは、基本的な業務内容に関する質問が多かった（例えば、「法務局の業務である『訟務事務』として具体的に扱う事務はどのようなものか。」「法務局の業務である『供託』の中には、弁済としての供託以外のものもあるか。」など）。

(3) 「ハーグ条約の概要」¹¹

外務省領事局ハーグ条約室の山崎雄大課長補佐により、ハーグ条約の概要、日本が同条約を締結した経緯などについて解説していただいた。

カンボジアでは、この条約自体がほとんど知られていないが、研修員からは基本的な事項だけでなく、実務的な運用を意識した質問も目立った（例えば、「引渡しに応じない相手方に対する間接強制の金額はいくらか。」「執行官や返還実施者というのは誰か。」「引渡しを拒否できる具体的な事由とは何か。」など）。

カンボジアにおいては、親族関係に関する訴訟の割合が多いとのことであり¹²、これらの質問は、カンボジアの実情を反映しているようにも感じた。

¹¹ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, いわゆるハーグ条約）。詳細は、外務省ホームページ「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>）等を参照されたい。

なお、カンボジアは、ハーグ条約を未締結（2015.2 現在）。

¹² 研修員の中には、カンボジアにおける裁判のうち、約7割は家庭に関するものであり、将来的には、日本の家庭裁判所のような制度が必要だと思いと感想を述べる者もいた。

(4) 「家庭裁判所の概要」

家庭裁判所訪問に先立ち、当部の甲斐雄次教官により、「家庭裁判所の概要」と題して、人事訴訟、家事審判、家事調停、家庭裁判所調査官について講義が行われた。

特に、カンボジア側の関心が高い「離婚に伴う親権者の指定、面会交流」「特別養子縁組」を取り上げて、家庭裁判所調査官による親権者指定のための調査、特別養子縁組に関する調査についての説明がなされた。

質疑応答では、「日本では、離婚は裁判外でもできるのか。」「試験養育期間は、裁判官が決定によって決めるのか。」「養育期間の開始時期は、どのようにして決めるのか。」などという基本的な事項¹³から、「カンボジアの人事訴訟法は、欠席判決における自白に関する規定の適用を除外しているが¹⁴、欠席判決に関する故障申立ての規定¹⁵も適用されないのか。」という細かい規定に関するものまで、幅広い質問がなされた。

2 訪問

(1) 大阪法務局

大阪法務局では、戸籍部門と不動産登記部門を訪れ、局長への表敬、成年後見事務室や不動産登記部門事務室の見学、担当官からの概要説明、質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では、日本における登記手数料（登録免許税）、カンボジアと日本におけるいわゆる権利証の相違、裁判所からの登記嘱託に誤りがあって登記できない場合の取扱いなど、カンボジアでの実務における問題点を解決するための糸口を探すような質問が多かった。

また、カンボジアでは、完全養子縁組¹⁶への関心が高まっているところ、これと類似する日本の特別養子縁組制度に関して、戸籍への記載方法等の説明をして

¹³ カンボジアでは、日本と異なり、離婚には裁判所の関与が必須である（979条本文参照）。

¹⁴ 人事訴訟法13条1項「人事訴訟の訴訟手続においては、…第200条（原告に対する欠席判決）、第201条（被告に対する原告）第2項…の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。」

¹⁵ 民事訴訟法204条1項「当事者が、予見することができなかつた事由又は避けることができなかつた事由のために、…欠席判決を受けた場合には、その判決に対して故障の申立てができる。」

¹⁶ 民法1007条以下。日本の「特別養子縁組」に類似しているが、日本とは異なり、実親との関係を完全に断絶し、出生証明書等の身分関係書類にも完全養子縁組に関する事項を記載してはならないと規定されている（民法1018条）。

なお、カンボジアには、日本のような戸籍制度はなく、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書等の個別の証明書を通じて各人の身分関係が把握されている。

いただいた。

(2) 大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所では、家事部を訪れ、調査官室や面接室等の見学、裁判官や家庭裁判所調査官からの説明（特に、親権者指定や面会交流）、質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では、「調査官の調査費用（交通費等）は誰が負担するのか。」「調査するのは親権だけか。児童虐待の有無、養育費の支払能力なども調査するのか。」「親権の調査をする際は、近所の住民からも聞き取り調査をするのか。」「調査官になるための資格は。」など多岐にわたる質問があった。

なお、やや余談だが、意見交換の際、裁判所側からも、カンボジアの制度について何点か質問があったところ、後刻、研修員は、裁判官や調査官がカンボジアに興味を持って質問してくれたことを大変喜んだという一幕もあった。

3 研修員による書式（記載例）検討

記載例の検討では、前回と同様の方法を採用し、出身母体が同一にならないようにして研修員を4班に分けた。その上で、本研修における当部教官の講義を踏まえ、事前に提出した起案を各班で適宜改訂し、訴状及び答弁書の記載例を修正した。

この記載例は、訴状等の書式を記載した本文に脚注を入れる形式を採り、脚注内には、なぜ当該記載が必要なのかなどについて逐一コメントを付したものである。

これにより、本研修に参加できなかった者でも、完成した記載例を見ることにより、適切な訴状及び答弁書を作成できるようになることが期待できる。

研修員は、それぞれの考え方を述べながら、記載例に書くべきコメントを吟味していた。



研修員同士の検討風景

4 共同研究（起案の講評）

南先生からの講義では、研修員が修正した各起案について、それぞれコメントしていただいた。

特に、研修員の起案の具体的な表現や言い回しについて、その当否を理由と共に解説し、より良い記載例を具体的に例示していただいたため、研修員からは、前回に引き続き、非常に好評であった。

また、記載例の表現や言い回し上の問題に限らず、前掲した「登記の推定力の意義」や「解除の遡及効の有無」など、解釈上の問題点についても解説していただき、研修員にとっては、民法の理解を深める良い機会となった。



南先生による講評

第3 おわりに

本研修で特筆すべき点の1つは、訴状及び答弁書の起案内容が、前回の本邦研修時よりも格段に向上していたことである。

これは、今回の研修員が、前回の研修員よりも優秀であったことを意味するわけではなく、現地のワーキンググループ（working group）¹⁷に属するメンバー全員の実力が底上げされていることを意味しているといえる。

ワーキンググループのメンバーが、帰国後、日本で実施した本邦研修の内容を他のメンバーと共有しているからこそ、メンバー全員の実力を底上げすることにつながったと考えられる。

この底上げは、人材育成の良い循環を生み出すはずである。「ワーキンググループ

¹⁷ ワーキンググループは合計4つあり、各機関に対応して、各機関のメンバーにより構成される（本邦研修に参加する研修員は、皆、ワーキンググループに属している）。活動内容は、主として、毎週の会合（カンボジア民法の解説書作成、実務上の問題点の検討等）、定期的なセミナー（メンバーが講師を担当）の開催などである。長期専門家もワーキンググループ活動を様々な形で支援している。

のメンバーが本邦研修に参加 → 帰国後に他のメンバーと情報共有 → 他のメンバーの実力も向上 → これらのメンバーがワーキンググループ以外の人々に対してセミナーを実施 → ワーキンググループ以外の人々も情報を獲得 → 広く民法等が普及」という循環である。

また、研修員は、それぞれ異なる4機関に所属しているが、本研修での記載例の検討時には、各班で十分に話し合った上で作成していくなど、良好なコミュニケーションが取られており、帰国後も、法律関係者の円満な協力関係が継続されることが期待できる。



研修員の皆さんと

最後に、ご多忙の中、研修員の全起案をお読みいただき、非常に丁寧な講評をしてくださった南先生、快く訪問や出張講義を引き受けてくださった裁判所や外務省関係者の皆様、素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださったスワイ・レン氏及び天川芳恵氏、常に研修員を気遣ってくださった現地専門家及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から御礼を申し上げたい。

本当にありがとうございました。

以上

第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	テイト・ルツティー
	Mr. Tith Rithy
	司法省付判事
2	パン・チャンリー
	Ms. Phan Chanly
	内部監査課課長
3	セン・プッティ
	Mr. Seng Puthy
	立法局次長
4	レイ・リナ
	Ms. Lay Linna
	民事局職員
5	ロツ・ピセツ
	Mr. Ros Piseth
	ブノンベン始審裁判所判事
6	ヘン・チャンスイボルン
	Mr. Heng Chansyborin
	コンボンチュナム始審裁判所判事
7	タラン・パネ
	Ms. Thlang Phaneth
	バタンバン始審裁判所判事
8	ニョム・ピサル
	Mr. Nhim Pisal
	シハヌークビル始審裁判所判事
9	イブ・ポリ
	Mr. Iv Poly
	弁護士
10	ロツ・アマリット
	Ms. Ros Amarith
	弁護士
11	セン・チュンリー
	Mr. Seng Chhunly
	弁護士
12	キブ・ピアビー
	Ms. Khiev Pheavy
	弁護士
13	クム・キリ
	Mr. Khim Kiri
	大学教授
14	オン・サカダ
	Mr. Oun Sakada
	大学教授
15	ドム・イム
	Mr. Dom Im
	大学教授
16	チュン・シニアン
	Mr. Chhoeung Sineang
	大学教授

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori), 甲斐 雄次 (KAI Yuji), 内山 淳 (UCHIYAMA Jun)

国際協力専門官 / Administrative Staff 山下 眞司 (YAMASHITA Masatsugu), 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

第6回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 野瀬教官, 甲斐教官, 内山教官 専門官: 山下専門官, 由井専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 / 月 2		移動日			
2 / 火 3		JICA オリエンテーション JICA関西	14:00~ 国際協力部 オリエンテーション 国際会議室	14:30~ 講義「要件事実総論・各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 / 水 4		10:00~12:00 講義「要件事実各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	12:15~ 部長主催意見交換会 国際会議室	14:00~ 講義「要件事実各論」/書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 / 木 5		書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室		
2 / 金 6		書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室		
2 / 土 7					
2 / 日 8					
2 / 月 9		9:30~11:00 講義「ハーグ条約の概要」 外務省領事局ハーグ条約室 山崎雄大課長補佐 国際会議室	11:10~ 講義「法務局の概要」 国際協力部 渡部吉俊教官・内山淳教官 国際会議室	大阪法務局訪問 大阪法務局	
2 / 火 10		講義「家庭裁判所の概要」 国際協力部 甲斐雄次教官 国際会議室	大阪家庭裁判所訪問 大阪家庭裁判所		
2 / 祝 11		共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文弁護士 国際会議室	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文弁護士 国際会議室		
2 / 木 12		総括質疑応答 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	評価会・修了式 国際会議室		
2 / 金 13		移動日			